

# 「兵事事務」と兵事法令

阪本宏 見

## はじめに

本稿の目的は『藤沢市事務報告書(2) 大正編』(以下『報告書』と略す)を手がかりとして、一九一〇・二〇年代の町村における兵事事務の様相を明らかにするとともに、それを規定する法的根拠を跡づけていくことにある。

町村にとって徴兵・徴発などの兵事事務は、いわゆる「委任事務」として重要な位置を占めていたと思われる。民衆が軍事的なものと接する際、町村は両者を媒介する役割の一部を担っていた。近代日本における地域社会と軍事的な制度・事物・イデオロギーとの関係性を具体的に解明していくためにも、地方団体とりわけ町村が国家からどのような機能を果たすべく位置づけられ、実際どのような機能していたかを追究していくことは不可欠な作業であろう。本稿ではまず、法的な側面から町村の軍事的役割に迫ってみたい。なお、引用した法令の条文中等、漢字は簡略化して表記した。また、引用を示す括弧内の(一)は括弧内の言葉がつく場合があることを、(二)は括弧内の言葉が用いられる場合もあることを、(三)は省略をそれぞれ示す。

## 一 『事務報告書』にみる「兵事」

『報告書』に所収された一九一三―二六年までの藤沢町・川口村・六会村・渋谷村・小出村の計三六編の事務報告には、すべて「兵事」の項目をみることができる。しかしその記載内容は、基本的には他の報告項目と同じく、当該事務に関する収受・発送文書の件数や、

徴兵検査受検者数といった数字の羅列を示すのみである。兵事事務の状況について、特に記した文章もわずかに散見されるが(一)、事務報告書から知りうる内容は、人数や回数として数量的把握が可能な事務の、実際に取り扱ったその数量のみに限られると考えてよからう。加えて、各町村の兵事事務報告を検討した結果、件名や取り扱い文書の種類(以下事務内容とする)は、概ね一致してはいるものの、具体的な内容や数字の単位は、町村間ではもちろん同一町村でも年度によって異なる場合が少なくなく、記載方式に一貫性や統一性は認められないことがわかった(二)。記載件数の推移などを通観すれば、各町村とも総体的には年を追って事務量が増加している傾向は指摘できるが(三)、特定の事務内容に注目して町村間や年度毎の推移を比較することは困難といえよう。

それでは、報告された事務内容にはどのような種類があるだろうか。「兵事」として記載された事務内容は、五町村合わせて三〇―三五種類(ただし藤沢町を除く四村では種類が半減する)であるが、これらの多くは大きく四つの領域に分けることができる。

### ① 「徴兵」に関わる事務

徴兵検査や入退営者などに関連する事項で、「徴兵ニ関スル件」数(藤沢町・川口村・小出村)、徴兵適齢者数(主に川口村・渋谷村)、徴兵検査受検者数(主に渋谷村)、入営者数(主に川口村・渋谷村・小出村)、満期者数(渋谷村・小出村)、志願兵数(渋谷村)等々がこれにあたる。人数は届数として記載される場合もある。ほかに一九二一年の藤沢町に「寄留地徴兵受験願」と「徴集猶予及延期願」の件数、六会村に「徴兵旅費支給ニ関スル件」数などの記載もある。

## ② 「召集」や「簡閲点呼」に関わる事務

在郷軍人の「召集」「応召」「簡閲点呼」などに関連する事項で、「定期演習〔定演〕召集」の回数（藤沢町・六会村）・件数（渋谷村）・人数（藤沢町・小出村・六会村）、「召集事務ニ関スル件」数（川口村）、「点呼召集ニ関スル件」数（藤沢町）、「簡閲点呼〔召集〕」の回数・人数（渋谷村・小出村）、「動員及臨時召集」の件数（六会村）等々としてあらわれる。藤沢町の「軍隊宿営ニ関スル件」数や、同町一九二一年の「海軍演習施行」と「特別大演習」に関する件数、六会村の「演習及教育事務」の件数もこれに含まれる可能性がある。

## ③ 「軍人願届」に関わる事務

主に在郷の軍人が、町村役場を経由して連隊区司令官などへ提出した各種願届書類に関連する事項で、「陸海軍人願届〔願書〕」（藤沢町・小出村）や「陸軍及海軍軍人ニシテ」兵事ニ関スル願届書（渋谷村）の件数がこれにあたる。川口村の「陸海軍」兵事事務ニ関スル件数も事務的には同様の内容を有するものであろう。

## ④ 「徴発」に関わる事務

軍用物資の徴発とりわけ「馬匹」徴発に関連するとみられる事項で、「徴発」馬匹ニ関スル件数（藤沢町・六会村・小出村）や「徴発事務ニ関スル件」数（川口村）、「徴発物件ニ関スル件」数（六会村）などとして記載されている。「馬匹検査」の回数（渋谷村）もこれに含まれよう。

以上のほか、衛生（藤沢町・渋谷村の「トラホーム」「花柳病」の「予備」検診）に関する件数・回数・賞典（藤沢町・六会村の「賞賜物件（伝達）」、「功記及勲記下附」の件数）等に関する事務内容もみられるが、五町村の事務報告にあらわれる事務内容の大半は、右の四領域に分類することが可能である。事務報告の内容が町村の担った兵事事務の実状をどこまで反映しているのか、現時点では不明というほかないが、徴兵と徴発、在郷軍人の「召集」や「簡閲点呼」、

軍人願届書類の処理といった領域が、該期の町村における兵事事務の主体を占めるとみて大過なからう(4)。

## 二 兵事事務の根拠法令

ここでは前記した四つの事務領域について、町村をはじめとする地方団体の事務的役割に注目して、それを規定する根拠法令をまとめておく(5)。

### (1) 徴兵事務

徴兵制度での地方団体の事務的役割は、「徴兵事務条例」(6)および「徴兵事務条例施行細則」(7)によって定められている。徴兵事務は大きく、徴兵検査の事前準備に関する事務と、実際の検査に伴う事務とに分けることができる。

#### (a) 徴兵検査の準備事務

徴兵の基礎単位となる「徴募区」には「郡又ハ市ノ区域」が相当し(「徴兵条例」第四条)、「徴募事務ヲ執行」する「連隊区徴兵官」には「連隊区司令官及郡市長」が設けられた(同第一〇条)(8)。徴募区には毎年「連隊区徴兵署」(9)が設けられ(同第二三条)、ここで身体検査(同第二五条)と抽籤(同第三〇条)が行われることになる。

具体的な準備事務としては、第一に「壮丁人員ノ調査」(「徴兵細則」第二二条)と「壮丁名簿及同関係名簿」の作成(同第一三条)があげられる。ともに「徴兵令」(10)第二五条ノ二が定めた「満二十歳ト為ル者」からの「届出」(「徴兵細則」第六条のいう「徴兵適齢届」)に基づき、郡部であれば、まず町村長が調査と名簿作成を行い、郡長に対し結果の報告と諸名簿の提出を行う。これらを受けた郡長は管内分をまとめて、人員調査の結果は連隊区司令官に、諸名簿は徴兵署に提出し、前者はさらに「壮丁人員表」にまとめられ、連隊区司令官―師団長―陸軍大臣へとわたることになっていた。

より直接的な準備事務としては、検査日時等の決定と検査対象者への通知がある。検査の日割りと場所は、連隊区司令官が郡市長と協議して定め、郡市長は日時・徴兵署設置について管内に告示し、地方長官に報告する（「徴兵細則」第三四條）。対象者への通知は、市町村長が「徴兵検査通達書」を本人または戸主などに交付することで行われるが、郡市長は検査を行う町村の順序、受検時刻などを定めることになっており（時刻については連隊区司令官と協議）、町村長は郡長からの通知を受ける（同第三七條）。なお、非受検者は本人か代理人が本籍地あるいは寄留地の郡市長（郡長へは町村長経由）に届け出を行い（同第三九條）、市町村長は「不参者連名簿」を作成して、郡市長がこれを徴兵署に提出する（同第四〇條）。

#### (b) 徴兵署における事務と検査後の事務

連隊区徴兵官としての郡市長は、徴兵署での身体検査に際して、その「準備ヲ為シ壯丁ノ身上ニ関スル調査」を任じられ（「徴兵条例」第二八條）、町村長は「身体検査二列席シ徴兵官ノ諮問ニ応スヘシ」とされる（同第二五條）。徴兵署の事務員には、「陸軍下士」などとともにも郡市の吏員があてられた（同第一九條）。抽籤には連隊区徴兵官と町村長が列席し、抽籤を行う「抽籤総代人」は市町村長が選定することになっていた（同第三一條）。

このほか「徴兵細則」は、「連隊区徴兵官トシテ郡市長ノ徴兵署ニ於テ服スヘキ事務」として、名簿記載事項と本人との対照調査、願届書類の調査、不就学者等の学力検定、受検者の職業・生計程度の調査、兵役義務尊重の訓示など五項目をあげている（第二五條）。

なお、徴兵署における町村長の事務は、「徴兵細則」では特に規定されていない。

「現役兵」「補充兵」としての徴集は、規定の順位（「徴兵細則」第七二條）に従って行われ、徴集・免除等の「裁決」結果は、各種「証書」によって検査者に通知されることになる。「証書」には「現役兵証書」「補充兵証書」「徴集延期証書」「兵役免除証書」の四種があり、前二者は連隊区司令官が、後二者は連隊区徴兵官が作成し、

町村長を経て交付された（同第八三條）。

また、現役兵・補充兵については、徴兵検査後、「戸籍謄本」と「上明細書」の軍への提出が必要とされ、これらは市町村長が用意して、連隊区司令官に提出し（郡部では郡長を経由する）、連隊区司令官からさらに各部隊長等へ送付されることになっていた（同九一・九三條）。現役兵の入営にあたって、本人が事故・傷病や家族の死亡等々のためその延期を願う場合は、連隊区司令官宛の願届書類をまず市町村長に提出することになる。願届書には市町村長の「奥書証印」が必要であり、延期理由や状況によっては、市町村長が「事実ヲ査覈」することも定められている（同九八・一〇二條）。

#### (2) 「召集」事務

「召集」とは現役兵以外の「在郷軍人」<sup>(11)</sup>や「国民兵」に対する兵役義務を意味し、「陸軍召集条例」<sup>(12)</sup>は「召集」に次のような種類を設ける。すなわち、「動員」を意味する在郷軍人への「充員召集」と「補充召集」、国民兵への「国民兵召集」であり、「平時」における在郷軍人への「演習召集」（第二補充兵を除く）と「教育召集」（第一補充兵のみ）、「簡閲点呼」（士官以上と第二補充兵を除く）である。これら各種「召集」に伴う地方団体の基本的な事務は、「召集条例」および「陸軍召集条例施行細則」<sup>(13)</sup>で規定されている。「召集」の種類によって、事務の内容には細部で異なる点もあるが、命令伝達の流れや準備事務のあり方に大きな相違はない。

#### (a) 「召集」事務の流れ

まず、「召集」の伝達事務における地方団体<sup>(14)</sup>の役割を、「報告書」にしばしばあらわれる「演習召集」を例としてみてみよう。

「演習召集」は「定期演習召集」と「臨時演習召集」からなり（「召集条例」第五一條）。「召集」の日時・人員・日数・部隊は師団長が定めて<sup>(15)</sup>、「連隊区司令官ニ達シ警視總監地方長官及憲兵隊長ニ通知」する（同第五六條）。通知を受けた連隊区司令官は「召集名簿及令状」を作成して、令状は郡長に、名簿は「召集部隊長」に送付し

〔召集細則〕第五五条)、令状はさらに郡長から町村長を経て「応召員」と呼ばれる対象者やその代理人に交付される(「召集条例」第二四条)。もし対象者が「傷痍疾病犯罪所在不明等」により「応召」不能であったり(同第五八条)、「父母ノ疾病危篤又ハ死亡」のため延期を願うときは(同第五九条)、連隊区司令官宛の届けを本籍地または居留地の町村長に提出し、町村長が「連隊区司令官ノ指定ニ基キ本人ニ出発ヲ命シ又ハ出発ヲ差止メルこととなる(同第六〇条)」。また、「召集」中の事故による中途解除者や、何らかの事由により解除の遅れる者が発生した場合は、連隊区司令官から郡長、郡長から町村長、町村長から「憲兵又ハ警察官吏」へと通知されることになつていた(「召集細則」第六四、六六、六九、七二条)。

師団長を起点とする「召集」の流れは、いずれの「召集」であつてもほぼ上記のような経路をたどる。

#### (b) 「召集」の準備事務

地方団体が行う準備的業務としては、名簿類に関連する業務がある。名簿には地方団体において作成・訂正されるものと、先記したように連隊区司令官が「召集令状」とともに作成するものがあるが、地方団体における名簿関連業務には次の例がある。

① 町村長による「在郷軍人名簿及第一国民兵名簿」の調製・訂正(「召集条例」第八条)と、在郷軍人・第一国民兵の転籍に際しての名簿記載事項の転籍地町村長への通知(「召集細則」第六六条)、「簡閲点呼」参列に際しての「在郷軍人名簿」の携帯(同第九〇条)。

② 「国民兵召集」の準備として、町村長による「国民兵ノ人員表及退役将校同相当官准士官ノ名簿」の作成、郡長への提出(「召集条例」第四三条)と、それを受けた郡長による管内人員表・名簿の作成、警視總監・地方長官・連隊区司令官への提出(同第四四条)。

③ 「召集ニ関係アル官吏」による「動員手簿」の作成とそれへの記載(「召集細則」第一条)(16)、「諸名簿及諸表」の訂正(同

#### 第二条)。

一七、四〇歳までの男子が悉皆的に対象となる「国民兵召集」の場合(2)は、「召集名簿」の作成を地方団体で行うことになつていた。

一方で、連隊区司令官の作成した名簿が地方団体の長に送付されるのは、「充員召集」の場合だけである(「召集条例」第一七条)。「充員召集」の名簿には「充員召集名簿」と「待命員名簿」の二種があり、双方を送付された郡長は、令状と名簿を「照較シ動員ノ区分ニ從ヒ」保管し(「召集細則」第二二条)、「補充召集」の際に「待命員名簿」と「補充召集令状」を「照較」したうえで、令状を町村長に送付するのである(同第三九条)。

#### (c) その他の「召集」事務

上記のほか、地方団体が行う「召集」事務には、地方長官(東京府では警視總監)による「応召員ノ宿泊ニ供スル」ための「軍用旅舎」の設置(「召集条例」第一八条)、「簡閲点呼」の際の町村長による「簡閲点呼執行官」への補助(同第七七条)などがあげられる。また、「応召員ノ旅費」「官吏公吏ノ主張旅費」などの「召集諸費」の支出について定めた「陸軍省召集諸費支出規定」(一九〇〇年一月二三日陸軍省令第一号)によれば、これら諸費用の「現金前渡ヲ受クル」「出納官吏」には、諸部団隊・府県庁の官吏・郡市長等があたり、必要に応じて郡書記や町村長が「分任出納官吏」に任じられることになつていた(第二・四条)。

#### (3) 服役事務

「陸海」軍人願届(願書)、「兵事願届」の年間取り扱い件数は、藤沢町で九〇、二〇〇件、小出村・渋谷村で三〇、一、二〇〇件と、数量的には徴兵事務に次ぐ位置にある。こうした願届書類の詳しい内容を「報告書」から直接知ることはできないが、一九二一年の藤沢町事務報告が、その多くは在郷軍人による「願届書」であり、ほか「現役軍人休暇ニ関スル件」などを含むことをうかがわせる(17)。

現役軍人の休暇に關して、「陸軍下士兵卒ノ休暇ニ關スル取扱方ノ件」(一九〇一年八月八日陸軍省令第一二二号)は次のように定めてい  
る。

一 父母重病又ハ死亡ノ為本人ノ帰郷ヲ要スルトキハ往復ヲ除  
キ十四日以内ノ休暇ヲ許スコトアリ此場合ニ於テハ父母若ハ親  
族ニ於テ願書ヲ作り：市町村長、区長又ハ之ニ準スル者ノ証明  
ヲ受ケ本人ノ所属部隊ニ差出スヘシ：

この例に限らず、「陸軍服役条例」(18)などに定める服役上の願届  
類の多くは、市町村長を経由して連隊区司令官や師団長へ届けられ  
ることになっていた。以下に具体的な事例をみていくが、「服役条例」  
は將校・准士官・下士・兵卒・補充兵に章分けされ、將校・下士・  
兵卒は、さらに現役と予・後備役とに区分される。ここでは現役軍  
人と在郷軍人とに分けてその事例を取りあげる。

#### (a) 現役軍人

現役將校が傷病により退役・休職を願う場合は、「順序ヲ経テ」陸  
軍大臣ニ願出ヘシ」ことが定められるのみであったが(第六條)、休  
停職將校が一四日以上ノ旅行・寄留や、「寄留地師管ノ兵籍」への転  
籍を希望する際は、師団長に届け出ることになっており(第九・一  
〇條)、「佐官以下ノ將校又ハ其ノ戸主若ハ家事担当者ヨリ師団長ニ  
差出ス願届書ハ市町村長及連隊区司令官ヲ經由」するとされていた  
(第一二條)。

一方、「徵兵令」第一五條で規定された「帰休兵」が、寄留地にお  
いて「簡閱点呼」を受ける場合や、事故等によりその免除を願う場  
合、あるいは一四日以上ノ旅行・寄留を希望する場合の願届書など  
も、市町村長を経由して連隊区司令官に提出されることになってい  
た(第一一七ノ二・一一九條)。

#### (b) 在郷軍人

予・後備役將校の場合、陸軍大臣あるいは師団長へ届け出なけれ  
ばならない服務事項には、主に次のようなものがある。

#### ① 傷病による退役願↓陸相(第二二條)

② 寄留地での「演習」参加↓師団長(第二七條)

③ 一四日以上ノ旅行・寄留の際の届け出↓師団長(第三〇條)

④ 兵籍異動の際の届け出↓師団長(第三一號)

⑤ 死亡の際の届け出↓師団長(第三三條)

こうした届け出については、「予備役後備役將官ヨリ陸軍大臣ニ差  
出ス願書ハ師団長ヲ經由」し、「佐官以下ノ將校又ハ其ノ戸主若ハ家  
事担当者ヨリ師団長ニ差出ス願届書ハ市町村長及連隊区司令官ヲ經  
由シ陸軍大臣ニ差出ス願書ハ市町村長、連隊区司令官及師団長ヲ經  
由」すると定められていた(第二五條)。將校であっても佐官以下で  
は、市町村長を経由して願届書を提出せねばならなかったのである。

予・後備役下士・兵卒の服務規定も、願届書類の提出先が連隊区  
司令官になることを除けば、佐官以下の將校の場合とほぼ同じであ  
る。傷病による兵役免除願(第七五・一三三條)、寄留地での「演習」  
「簡閱点呼」参加(第七八・一三五條)、やむを得ない事由による「演  
習召集」「簡閱点呼」の猶予・免除願(第七九・一三六條)、一四日  
以上の旅行・居留(第八一・一三八條)、兵籍異動(第八二・一三九  
條)等、いずれも市町村長を経由して連隊区司令官へ届け出ること  
になっていた。

#### (4) 徵發事務

徵兵が人的資源の徵集であるのに対し、物的資源の徵集が徵發で  
ある。徵發制度の根本法規といえるのが「徵發令」(19)で、第一条は  
「徵發令ハ戦時若クハ事变ニ際シ陸軍或ハ海軍ノ全部又ハ一部ヲ動  
カスニ方リ其所要ノ軍需ヲ地方ノ人民ニ賦課シテ徵發スルノ法トス  
但平時ト雖モ演習及ヒ行軍ノ際ハ本条ニ準ス」と定めている。この  
条文からわかるように、「徵發令」とは本来「非常法」であり、「戒  
嚴令と表裏の關係にある法令として制定」(20)された、「戒嚴令」の  
「補充法令」(21)なのである。

『報告書』記載の徵發事務の多くが、馬の徵發に關連すると思わ  
れることは既に述べた。「徵發令」は当然に馬も徵發対象としている

が、軍事的重要性の高かった馬は、他の物資とは別に、徴発準備のための独自の制度を有しており、『報告書』の記載もこのことと無関係ではない。そこで、馬匹徴発については節をあらためて記し、以下では「徴発令」をめぐる地方団体<sup>(22)</sup>の役割について述べていく。

(a) 徴発の権限と対象物資

「徴発令」をもつて実行される(第二条)。「徴発書」を出す権限は、「陸軍卿海軍卿鎮台司令官」から陸軍では「特命司令官軍団長師団長」演習及ヒ行軍ノ軍隊長、海軍では「特命司令官艦隊司令長官・艦長」等多岐にわたっている(第三条)。「徴発書」は対象物資の種類に応じて設定された「徴発区」(第四・一一一条)に従い、「府県知事県令郡区长戸長若クハ停車場長船舶会社ノ店長」に対して交付される。徴発区と対象物資の関係は表1の通りである。

表1

| 徴発区 | 対象物資                  |
|-----|-----------------------|
| 府県  | 米麦・秣芻・味噌・醬油・漬物・薪炭ほか   |
| 郡区  | 乗馬・駄馬・車両・人夫ほか         |
| 町村  | 宿舎・倉庫・飲水・石炭・船舶・演習用地ほか |
| 会社  | 会社所有の船舶・汽車            |

(b) 徴発の準備事務

「徴発事務条例」<sup>(23)</sup>は「徴発令ニ基キ實際取扱ノ規程ヲ定ムル」法令であるが、実際の徴発手続きについて具体的に定めた条文はなく、「府知事県令郡区长及ヒ戸長ハ徴発令第八條<sup>(24)</sup>ニ従ヒ徴発ニ応スル便宜ノ方法ヲ定ス可シ」(第一四條)と記すのみである。これは「徴発令」が「非常法」であるためであろうか。

しかし、地方団体の長や鉄道会社社長などに対して、対象物資の定期的な調査表の作成と、陸軍省への提出は義務づけていた。すなわち、「郡区市長島司」は「陸軍省ノ定ムル雛形ニ依リ各区域内ニ於ケル家屋、人口、職業、建物、船舶等ニ関スル表ヲ調製シ之ヲ北海道庁府県庁ニ差出ス」とされ(第二一条)、「北海道庁長官府県知事」

は「陸軍省ノ定ムル雛形ニ依リ三箇年毎ニ牛馬、車両及同属具表及物産收穫表ヲ製シ郡区市長島司ヨリ差出シタル表ト共ニ」陸軍省へ送付することになっていた(第二四條)。条文中の「陸軍省ノ定ムル雛形」とは「徴発物件表」<sup>(25)</sup>を指し、この表は実際には隔年で調製されたようである<sup>(26)</sup>。

「徴発物件表」の作成が、府県・郡市における事務であることや隔年であること、第二四條相当表が「牛及米麦ハ勸業統計材料ト同数ナルヲ要ス」(表に付記された「調査上ノ注意」による)とされていることなどを考え合わせると、この表は軍が対象物資の大勢を把握しておくための、比較的マクロな性格であったと理解すべきであろう。

(5) 馬匹徴発と検査

さて、各町村における徴発関連事務の記載を検討すると、この事務の中心をなすのは、徴発対象となる馬の「検査」に関わる事務である可能性が高いことがわかる。表2は、「徴発」あるいは「馬匹」という記載がみられる事務内容を、町村別に列記したものであるが、こうした記載状況に加えて<sup>(27)</sup>、これから述べる馬匹徴発について定めた法令の内容もそれを裏づけていると思われる。

一八八六年の陸軍省訓令甲第二号(二月二十八日)は、「乗馬駄馬

表2

| 町村名       | 事務内容                         |
|-----------|------------------------------|
| 藤沢町       | 馬匹ニ関スル件                      |
| 藤沢町(一九四年) | 馬匹ノ徴発アリテ畜馬匹八十八頭ノ内徴発マレタル者三十三頭 |
| 藤沢町(一九二年) | 馬匹検査其他ニ関スル件                  |
| 川口村       | 徴発事務ニ関スル件                    |
| 六会村       | 徴発馬匹ノ徴発物件ニ関スル件               |
| 渋谷村(一九六年) | 馬匹検査                         |
| 小出村       | 馬匹ニ関スル件                      |

駕馬車兩並二属具」の「員数表」を作成することや、馬について「適當ノ者ヲ合格トシ其他ノ者ヲ不合格トシ調査スヘシ」ことなどを府県に命じている。これは徵発物資の種類を定めた「徵発令」第一二条を補足するかたちであったが、馬匹徵発の準備について別に定めた最初の法令である。その後、馬匹徵発に關連する法令は、日清戦争を経て左記のごとく法的整備が進められていく(28)。

馬匹徵発事務は二段階の準備事務からなっている。第一に、徵発の前提をなす、基本台帳作成に關わる調査と検査であり、第二に、實際の徵発実施に即応するための準備事務である。従つて、馬匹徵発の關連法令はこの二種類の準備事務に対応している(前者には○印、後者には□印を付した)。

一八九六年 ○「馬匹ノ調査及検査」(29)

一八九七年 ○「馬匹調査及検査施行規則」(30)

〃 □「馬匹徵発事務規則」(31)

一八九九年 □「馬匹徵発事務細則」(32)

一九〇九年 ○「馬匹調査及検査施行規則」全面改定(33)

一九一五年 □「馬匹徵発事務細則」全面改定(34)

一九二一年 ○「馬籍法」(35)

一九二二年 ○「馬籍法施行規則」(36)

#### (a) 調査と検査

「調査及検査」は「戦時若ハ事变ノ際軍馬ノ補給ヲ確實ナラシムル為」に、「馬匹ノ調査及検査ヲ行フ」ことを定めている(第一条)。「調査」とは徵発に備えての實態把握調査であり、これは「島司、郡市町村長」が行うことになっていた(第二条)。この調査に基づいて行われる「検査」は、一年一回を越えない範囲で「陸軍官憲」により実施され(第二条)、「馬匹ノ所有者ハ指定ノ検査場ニ於テ馬匹ノ検査ヲ受」けることが義務づけられた(第四条)。ただし、「徵発令」で徵発を免除された馬(37)は、本法の適用からも外される(第五条)。

「検査規則」は調査・検査の具体的な手続きを定めた法令である

が、一九〇九年改定の前後では、内容に大きな変化が生じている。旧「検査規則」では、馬所有者は「馬匹現在届」を現住地の町村長に毎年届け出るほか、所有馬に出入りがあった場合には、「馬匹出届」や「馬匹入届」を出さねばならなかった(第一・二条)。しかし、改定後はこうした届け出を、「馬名簿」によって一元的に管理することになり、これはのちの「馬籍法」にかなり近い形式であった(38)。以下、改定後の「検査規則」によって、郡部における調査・検査の事務的な流れを概観してみる。

四歳馬の所有者は、馬の名称・性別・用役・体格・毛色等々を町村長に毎年届け出るほか(第一条)、馬の死亡・名称変更・去勢等の際も同様の届け出を義務づけられた(第三条)。町村長はこれらの届け出によって「馬名簿」を調製・訂正し(第四・五条)、馬が他市町村に転出する場合は、「馬名簿」ヲ転出先ノ市町村長ニ送付しなければならなかった(第五条)。また、町村長は馬の体格・用途・性別で区分された「馬調査表」を作成して郡長に提出し(第七条)、これを受けた郡長は、管内分の「馬調査表」を二通作成し、「徵馬管区」(39)内の師団長に提出する(第八条)。師団長は一通を「軍馬補充部本部長」に送付し、本部長はさらに全国レベルでの調査表を三種類作成して、陸軍大臣へ提出する(第一〇条)。町村長から軍馬補充部本部長に至る諸表の作成と提出は毎年行われた。

一方、検査は師団長の任命による「地方馬検査委員」(40)が行う。軍馬としての資格が検査され、町村長は検査の際、委員に「馬名簿」綴ヲ提出シ其ノ点檢ヲ受ケ名簿申檢査ノ結果ト相違シタル事項アルトキハ之ヲ訂正」する(第二四条)。検査のための準備は次のような経過をたどる。

まず、師団長が検査の実施と必要事項(時期・馬数等)を郡長に傳達し、地方長官にも通知する(第一四条)。これを受けた郡長は、町村別の日割り、馬数などを記入した「馬検査下調査表」を作成し、師団長に提出する(第一五条)。師団長は「下調査ヲ参照シテ」、「馬検査場」(41)の位置、町村別の日割り等、必要事項を決定して郡長に

通達し（第一六条）、その内容は郡長から町村長（第一七条）、町村長から馬所有者へと達せられた（第一八条）。対象馬の傷病等により検査を受けることが不可能な場合は、所有者は診断書などを添えて町村長に届け出る（第二二条）。検査には町村吏員が立ち会うことも定められている（第二四条）。

この「調査及検査」と「検査規則」は、一九二一年の「馬籍法」、二二年の「馬籍規則」としてそれぞれ再編、廃止される。「馬籍法」は文字通り馬を籍帳に編成することを定めた法律で、「市町村内ニ於テ飼養スル馬ニ付一頭毎ニ」、「馬籍」をつくるのが義務づけられ（第二条）、「検査規則」よりも網羅性が高まっている<sup>(42)</sup>。従来の「馬名簿」は「馬籍簿」に代わり、「謄本」「抄本」も存在した（第五条）。「馬籍ニ関スル事務」は市町村長が管掌することが明記され（第一条）、謄本・抄本の交付に伴う手数料は市町村の収入となった（第六条）。

しかし、馬の存在状況を把握した町村長が、「馬調査表」を作成し（「馬籍規則」第一九条）、それを郡長↓師団長↓軍馬補充部本部長と送付していく流れや、検査をめぐる準備事務のあり方などは、「検査規則」の内容とほとんど変わるところがない。

#### (b) 馬匹徴発の準備と方法

馬の調査・検査に関連する前述の諸法令に対し、「馬匹規則」は「動員ノ為メ師団ニ於テ行フ馬匹徴発ニ関スル準備及実施ノ方法ヲ」（第一条）、「馬匹細則」は同じく「準備及実施ノ事務ヲ」（第一条）規定した法令である。調査・検査とは別に、徴発実施に即応するための準備も毎年行うことになっていたのである。両法（「馬匹細則」は改定後による）に従い、馬匹徴発の準備と実施方法の概略をまとめてみたい。

まず徴発の準備として、師団長は毎年以下の手続きを行う（「馬匹規則」第六・七条）。

- ①軍部から「馬匹徴発委員」と「馬匹給養委員」を編成する。
- ②徴発馬匹を「配当」する各部団隊に対し、「各部団隊徴発馬匹差

出場所到着日割表」と「各部団隊徴発馬匹配当表」を送付する。  
③徴発を割りあてる郡市に対し、「徴発馬匹配当表」と「徴発馬匹差出場所到着日割表」（以下「配当表」「日割表」と略す）を送付する。

④馬匹の輸送路に位置する郡市に対し、「徴発馬匹宿泊所表」を送付する。

「配当表」を受けた郡長は、町村長から提出された「馬匹調査表」（前記「馬調査表」に相当）に基づき、管内町村への「配当」を決め、「何時ニテモ神速確實ニ徴発ニ応シ得ヘキ準備ヲナス」（同第一条）。

師団長が「馬匹ノ徴発ヲ実施セントスルトキハ」、師団長は郡市長へ「馬匹徴発書」を、憲兵隊長らに「馬匹徴発通達書」を送付し、地方長官にも通知する（同第一六条）。「馬匹徴発書」を受けた郡市長は、「徴発馬匹出場名簿」を調製するとともに、「日割表」に従って「馬匹ヲ差出場所ニ差出サシム」ことになるが（同第二八条）、「馬匹徴発書」は師団長あるいは連隊区司令官から「動員令」が発令されて、はじめて実効力をもつことになっていた（「馬匹細則」第一八・二二条）。「動員令」の通達を受ければ、郡長は「馬匹徴発書」に従い、徴発の期日・場所・数量・馬種等を記した「馬匹徴発通達書」を町村長へ達し、町村長は各所有者に「馬匹徴発告知書」を交付するのである（同第二四・二五条）。さらに、町村長は所有者名・期日・「差出場所」等を憲兵・警察に通知する（同第二九条）。

所有者は対象馬が傷病のため徴発に応じられない場合、交付から「二四時間以内ニ憲兵又ハ警察官吏ノ証明書ヲ以テ現在地ノ市町村長」に届け出ねばならなかった（同第三三条）。

「差出場所」では馬匹徴発委員による検査が行われるが（「馬匹規則」第二〇条）、郡市長はこの検査に立ち会う（同第三〇条）。他方、徴発馬匹の輸送途上の宿泊地にあたる郡市長は、馬匹給養委員と協議して設備を整えておくことになっていた（同第三二条）。

徴発準備における地方長官の役割については、「馬匹細則」のなか

に二点だけ規定がある。一点目は師団長から「徵発馬匹差出場所一覧表及徵発馬匹宿泊日割表」の送付を受けて(第一二条)、「必要ナル事項ヲ關係アル郡市長、警察署長」などに指示することであり(第一四条)、二点目は師団長からの要求に応じて、「差出場所」や宿泊・輸送の設備、経費の積算等について「郡市長ヲシテ之カ計画ヲ為サシム」ことである(第一五条)。

ところで、馬匹徵発に関わる費用(徵発区外への輸送費・買い上げ代等)の負担は、「徵発令」「徵発条例」に準じるが、「馬匹細則」では具体的な費目別に請求先を定めている。改定前の同法においては、「総テ徵発実施ニ関スル諸費」は、郡市長から「当該師団司令部ニ請求スヘシ」とされていたが(第二九条)、改定後は費用内容により、郡市長↓師団長、「口付人」(馬匹の操業者)↓各部隊長、市町村長↓馬匹徵発委員・馬匹給養委員の三通りの請求経路が認められるようになった(第三七条)。

### 三 兵事法令と郡・町村の法的位置づけ

『報告書』から追求しえた町村の兵事事務の法的背景を、「勅令」や「法律」「陸軍省令」等の範囲で明らかにしてきた。それでは、町村あるいは郡にとつての兵事事務とは、他の諸事務に比べてどのような特質を有していたといえるであろうか。また、地方団体の行う兵事事務については、冒頭でいわれる「委任事務」に相当すると記したが、それはいかなる法的位置づけによるものであろうか。

#### (1) 兵事事務の法的位置

まず、地方団体が兵事事務を行う法的根拠をめぐって考えてみたい。地方団体の存立目的に属する事務であるかいなかによつて固有事務と委任事務を区別<sup>(43)</sup>する法学上の通説に依拠すれば、兵事事務は明らかに後者となろう。しかし、この区分の妥当性をめぐっては、宮澤俊義が詳細な論議を展開するなかで、近代日本の地方制度

が地方団体に自然法的な地方権を認めているとは考えられない以上、「そもそも固有事務を委任事務から区別すること自体が理由を欠くこと」<sup>(44)</sup>、「固有事務と委任事務の区別は一は自治体に固有な事務であり、他は国家から委任せられた事務であることから生ずるのではなく、専ら国家がその事務を委任する方法が異なることから生ずる」こと<sup>(45)</sup>を論証している。

一方で宮澤は、「町村制」第二条などが「公共事務とそれ以外の事務を区別してゐる以上、それら両者の区別をもつて固有事務と委任事務の区別と考えること」は適當とする<sup>(46)</sup>。「町村制」や「郡制」条文中の「公共事務」<sup>(47)</sup>を、「地方公共の福利を増進することを直接の目的とする事務を意味すると解」し<sup>(48)</sup>、「公共事務」をもつて「固有事務」とすることはできないまでも、「非公共事務」<sup>(49)</sup>と区別するのである。

以上のような宮澤の理論に従えば、地方団体における兵事事務とは、「其事務を町村に委任せずして直接に町村長其他町村の吏員を指定して之を委任する」方法<sup>(50)</sup>による、「非公共事務」と位置づけることが可能かと思われる。この委任方法による事務においては、「町村長は直接に官命に依て事務に従事し、町村会と相関せず、此事務に関する指揮命令は直に所屬官庁より之を受け、特に其官庁に対して責任を帯ぶる」<sup>(51)</sup>ことになり、前章で明らかにした兵事事務の流れも、こうしたあり方とよく似ている。

しかしながら、兵事事務の場合、地方団体が「指揮命令」を受け「所屬官庁」には、師団などの軍事組織があてはまることになる。ここには、軍事組織からの「指揮命令」を受けて行われる兵事事務を、「委任事務」あるいは「非公共事務」といった区分のなかで捉えるべきかどうかという問題が生じてこよう。

この点について、やはり宮澤俊義の論議を参考に検討してみたい。宮澤は「委任事務」の定義とは別に、近代日本における「公共事務」と「委任事務」(「非公共事務」)の間には、「地方団体に對する國家の監督」に、「別段の差別をみとめてゐないと解するのが適當」と

している(52)。ここでいう「国家の監督」が、具体的にどのような内容を有するのかが明らかにされていない。しかし、「郡制」は「郡ノ行政」が府県知事と内相の「監督」を受けることを(53)、「町村制」は「町村」が郡長・府県知事・内相の「監督」を受けることを定めており(54)、「公共事務」「非公公共事務」の「監督」には、この規定が適合すると思われる。

これに対して、例えば徴兵事務においては、郡市長に徴募事務執行者としての「連隊区徴兵官」という法的地位が与えられ、師団長を首座とする「師管徴兵官」、陸軍大臣・内務大臣からなる「総理徴兵官」に「統轄」される。郡長は内相と地方長官のみならず、陸相・師団長の監督を受けることになるのである。また服役事務のように、事務の命令伝達経路には、師団長―連隊区司令官―郡市長―町村長の間で直線的なそれが設定されているのみで、地方長官は一切関与しない事務もある。こうした徴兵・服役事務に端的にみられる兵事事務の法的なあり方を考えると、はたして兵事事務が、「郡制」や「町村制」の定める「監督」の対象となりうるのかという疑念がわく。結論すれば、地方団体が「国家の監督」のもとで委任される「公共事務」「非公公共事務」の範疇には、いわゆる地方行政の枠内におさまる性格の事務が含まれるのであって、兵事事務はこの枠外に位置していたと思われる。いかえれば、「兵事」とは、「地方支配の中軸をなした：政府(内閣―内務省)―府県―郡―町村(府県―市)を通じてる地方行政官僚支配の系列」(55)からは外れた、いわば「軍政」という別系列に属する事務なのである。

## (2) 「軍政」組織としての地方団体の役割

兵事法令にみた命令伝達・事務手続きの方法は、地方団体が地方制度下の「行政」組織としてではなく、師団などの下位組織として「軍政」のなかに編制されていることを示している。徴兵事務を除けば、地方団体の長に独自の法的地位を与える事例こそないが、地方団体が「軍政」の系列に組み込まれている構造は、今回取りあげ

た兵事事務のいずれにおいても見出せる。

馬匹徴発事務は、町村による基礎台帳の作成と提出、「差出場所」での軍による検査等、徴兵制度と類似した仕組みをとっている。事務的経路は、師団長―郡長―町村長―馬所有者を基本にしており、地方長官が郡長に指示を出すのは、例外的な場面のみである。他方、「召集」・服役に関する事務は、徴兵・徴発事務以上に軍(師団)の下位組織的色彩が濃い。事務的対象となるのは確かに「住民」ではあるが、広義の軍人に限定されている。地方団体が最初から軍人という、特定の「地位」にある者のみを対象に命令伝達の役割を担うことや、軍の窓口として師団長・連隊区司令官に宛てた願届書類の取り次ぎを行うことは、市町村が軍の出先機関的な位置にあったことを明確に示している。

ここで、地方団体が担った兵事事務に、大きく二つの側面があることを指摘しておきたい。一つは不特定多数の住民を対象とした事務であり、これには徴兵・徴発事務が相当する。この事務を執行するためには、事前に地域的人物的状況を把握しておく必要がある。地方団体は徴兵であれば「徴兵適齢届」に基づいた「壮丁名簿及同関係名簿」を、徴発であれば「馬名簿」(「馬籍簿」)に基づいた「馬調査表」を、準備事務として作成・訂正して軍に提供することになっていた。さらに準備事務の次段階として、軍からの指示命令の住民への伝達(「徴兵検査通達書」「現役兵証書」「馬匹徴発告知書」等の交付)と、それに応じられない住民への対応を担うことになる。

もう一つは在郷軍人を対象とした事務であり、「召集」・服役事務が相当する。当該事務が出先機関的な性格の強いことは先に述べた通りであるが、この場合でも地方団体は単に命令伝達と願届書類の取り次ぎ窓口としてのみ機能していたわけではない。「召集」事務における一部名簿類の作成など、準備事務の一端を担うことも行われていた。

「軍政」組織としての地方団体の事務的役割をまとめれば、以上

のようにならう。基礎台帳の作成や実際の取り次ぎ事務は、市町村において行われるのであり、町村は地域の「軍政」組織として重要な役割を果たしていたことになる。しかし町村単位の名簿類は、郡単位に整理されたうえで師団に提出されており、軍は地域の状況を郡市レベルで把握することを基本にしていたようである。そのためか、今回取りあげた法令を検討する限りでは、府県知事などの地方長官が主体的な役割を果たす局面は、ほとんど認められなかった。

### まとめにかえて

町村あるいは郡における兵事事務の根拠法令と、その法的位置づけなどをめぐって長々と論じてきた。『報告書』から引き出した兵事事務の内容を、大きく四つの事務領域に分類したうえで、それらを規定していたであろう兵事法令とその条文を、煩瑣を厭わず記してみた。これは法令や条文を詳らかにすることで、指示命令経路や事務処理の流れに認められる、共通のパターンの存在が一層鮮明になると考えたためである。

ただ、本稿で言及した法令は、前出の『現行兵事法令大全』所収の範囲にほぼ限られており、例えば『報告書』に記載された『現行徴兵事務要覧』『兵事願届書大成』(56)といった、町村の事務現場で実際に用いられていたことが確実な法令集を検討するにはいたらなかった。町村事務の実態に迫るには、さらにこうした資料を検討することが望まれよう。

また、今回扱った事務領域では、府県の果たす役割が、相対的にはあるが、きわめて小さいように思われた。府県の軍事的役割についても、あらためて追究する必要があるだろう。

本稿で想定した「軍政」の系列では、郡がかなり重要な位置を占めている。一九二六年の郡制廃止の翌年、「徴兵令」に代わり「兵役法」が施行されるが、「兵役法」体制下では兵事関連諸法令はどのように変化するのだろうか。郡制の問題と絡めて、今後検討してい

かねばならない課題である。

(一九九六年一月一七日稿了)

### 注

#### (1)

兵事事務の状況を記している文章は次の通りである。  
一九一四年 藤沢町 冒頭で「軍隊宿営兵事々務」が、「頗ル繁劇ヲ極メ」る事務の一つにあげられる。

一九一四年 渋谷村 「兵事」の項で「日独開戦ノ為メ召集事務ニ付テ繁忙ヲキタシ、徴発登馬事務ノ施行セラレ徴発馬匹アリ」と記される。

一九一五年 藤沢町 冒頭で「軍隊宿営馬匹徴発ニ関スル兵事々務」が、「頗ル繁劇ヲ極メタル」事務の一つにあげられる。

一九一六年 藤沢町 冒頭で「馬匹検査ニ関スル事務」が、「著シク繁劇ヲ極メタル」事務の一つにあげられる。  
一九二六年 渋谷村 「兵事」の項で「本年ハ青年訓練所開始ノ為メ事務繁忙」と記される。

#### (2)

例えば渋谷村(一九一三―一九二二・二六年)の場合、「簡閲点呼」に関しては、一九一三―一九一九年が回数、二二・二六年が点呼者数を記載している。徴兵検査受検者数は各年とも記載があり、一九一六年以降は徴兵適齢者数(または適齢届件数)も記されているが、藤沢町(一九一三―一九二二一年)では一九二二一年に両者の記載がみられるほかは、「徴兵ニ関スル件」として件数がまとめられているのみである。

#### (3)

兵事事務全体の文書收受・発送の合計件数が確認可能なら、最も新しい年と古い年との差について各町村の増減をみると、藤沢町八九一件増(一九一三―一九二二年)、六会村三八八件増(一九二〇―一九二二年)、川口村六七件増(一九一三―一九二二年)、渋谷村二七五件増(一九一五―一九二六年)、小出村二一七

件増(一九一三—二六年)となる。

- (4) 一九〇三年に発行された『現行兵事法令大全』(澤田牛麿校訂、大全館)では、兵事法令を十類(二類〓官制・官規、二類〓兵役・補充・召集、三類〓戒嚴・徵発、四類〓會計・經理、五類〓衛生・身体検査、六類〓教育・演習・検閲、七類〓賞典・恩給・兵籍名簿、八類〓儀式・礼式・服制・徽章、九類〓刑罰・監獄、十類〓馬政・兵器)に体系化している。このうち地方団体の兵事事務を規定する法令を含むのは、二・三・十類にほぼ限られる。

なお、本来等閑視できない事務領域として、「戦死者」に関わるそれがあると思われるが、今回は措くことにする。

- (5) 法令を参照するにあたっては、主に前掲『現行兵事法令大全』を用い、本書刊行以降一九二六年までの間に重要な改定がなされている場合は、『法令全書』等を用いて個別に対応した。

- (6) 一九〇六年三月三〇日勅令第一一二号、一九一九年九月一日勅令第四二五号で一部改定。以下「徴兵条例」と略す。

- (7) 一九〇六年四月二三日陸軍省令第一〇号、一九一九年九月一日陸軍省令第三八号で全面改定。以下「徴兵細則」と略す。

- (8) 連隊区徴兵官の上位には、「師管徴兵官」(師団長・地方長官からなり、前者が首座)と「総理徴兵官」(陸相・内相)が置かれ、「事務ヲ統轄」した(第八・九条)。

- (9) また、東京・大阪・京都・名古屋の四市(以下四市と略す)では、徴募区の下に区毎の「検査区」が設けられるなど制度の一部が異なる(第五・一〇・一一条)。なお、本稿で取りあげる法令中の市の規定には、四市では区が該当する。

- (9) 連隊区徴兵署(以下徴兵署と略す)の設置期間については、「徴兵細則」第七章「徴兵署ノ開設」に「身体検査ハ毎年四月一六日ヨリ七月三一日迄ノ間ニ於テ之ヲ行フ」(第三二条)

とあり、この期間がそれに相当すると思われる。

- (10) 一八八九年一月二日法律第一号、一九一八年四月一日法律第二四号で一部改定。

- (11) 「陸軍召集条例」第九条は、「在郷軍人」を「予備役後備役ノ將校同相当官准士官下士兵卒：帰休兵及補充兵」と定めている。

- (12) 一八九九年一〇月七日勅令第三九八号。以下「召集条例」と略す。

- (13) 一八九九年一〇月一日陸軍省令第二九号、一九〇二年七月一七日陸軍省令第二五号で一部改定。以下「召集細則」と略す。

- (14) 「召集」事務における郡長・町村長の規定は、市では市長(四市では区長)が該当する。

- (15) 「演習召集」の日数については、「徴兵令」第一六条に「：毎年一度六十日以内勤務演習ノ為メ之ヲ召集」とある。

- (16) 記載内容としては、「充員召集補充召集及国民兵召集ニ関シ自ラ計画準備シタル事項ノ要領」や「召集」の「景況」、「馬匹徴発事務ニ関スル事項」があげられている。

- (17) 一九二二年の藤沢町の兵事事務報告は、一九一三—一七年までと比べて事務内容の記載を細分化しており、その種類が倍増している。この年に初めてあらわれる「現役軍人休暇ニ関スル件」(二五件)や「其他在郷軍人願届書ノ取扱ヒ」(二五五件)といった事項が、それまでの「陸海軍人願届(願書)」(一七七年は二〇〇件)に該当すると思われる。

- (18) 一八九六年六月三日勅令第二三八号、一九〇二年一〇月二七日勅令第二三三三号で一部改定。以下「服役条例」と略す。

- (19) 一八八二年八月一二日布告第四三三号。

- (20) 大江志乃夫 一九七八年『戒嚴令』、岩波書店、六五頁。

- (21) 前掲大江、六九頁

- (22) 本節で扱う「徴発令」「徴発事務条例」の条文では、「町村

長」ではなく「戸長」が用いられている。町村制が施行された一八八九年以降の改定に際しても「戸長」のままである。

- (23) 一八八二年二月一八日布達第二六号、一八九八年一月三〇日勅令第三三三三号で一部改定。以下「徵発条例」と略す。

- (24) 「徵発令」第八条は、「各徵発区ニ於テハ臨時徵発ニ応ス可キ便宜ノ方法ヲ予定ス可キモノトス」としている。

- (25) 一九〇〇年一月三日陸軍省令第三九号、一九〇二年四月二六日陸軍省令第一四号で一部改定。

- (26) 「徵発条例」第二一・二四条に対応する表には、どちらも「隔年」で調製すべきことが付記されている。これは第二四条の「三箇年毎」という規定と一致しないが、一八九〇年の「徵発物件表製作時期ニ関スル件」（陸軍省訓令甲第一五号）で、「三年毎」とは隔年を意味する旨が示されている。

- (27) 年毎の件数は、藤沢町が二八〇、五〇〇件程度（記載があるのは六年分）、川口村が二五、四〇〇件程度（同一〇年分）、渋谷村が一件（同一年分）、小出村が六〇、一四〇件程度（同七年分）である。六会村は二年分あるが、「徵発物件」と「徵発馬匹」を書き分けており、一年分だけ前者に一二件とあるほか件数記載はない。注目されるのは一九一四年の藤沢町で、この年だけが「馬匹ニ関スル件」（四〇一件）とは別に、実際に徵発された馬匹の頭数を記している。このほかの藤沢町や渋谷村・小出村の事務報告には「徵発」という記載はなく、逆に川口村には「馬匹」という記載はないが、取り扱件数の比較から考えても、これらの主体をなすのは馬の検査事務であろう。

ただし、川口村の場合は馬以外の、例えば船舶などに関する徵発事務が行われていた可能性もある。

- (28) 馬匹徵発の沿革については、帝国競馬協会編『日本馬政史』

（一九二八年、帝国競馬協会）を参考にした。

- (29) 四月六日法律第六六号。以下「調査及検査」と略す。

- (30) 二月二四日陸軍省令第四号。以下「検査規則」と略す。

- (31) 一月六日陸軍省令第二七号。以下「馬匹規則」と略す。

- (32) 一〇月二六日陸軍省令第三二号。以下「馬匹細則」と略す。

- (33) 七月二六日陸軍省令第一二二号。

- (34) 三月三十一日陸軍省令第四号。

- (35) 四月二八日法律第九五号。

- (36) 一月二八日陸軍省令第一号。以下「馬籍規則」と略す。

- (37) 「徵発令」第一四条で定められた、「乗馬本分タル職務ニ要スル馬匹」などの五項目を指す。

- (38) 新「検査規則」や「馬籍法」では、条文のなかで「馬匹」に代わり「馬」が用いられるようになっている。

- (39) 師団毎に割りあてられた馬の徵発区域のことで、神奈川県の場合、一八九七年時点では全県「第一師団」（東京）の管轄であったが、九九年に三浦郡が「第一師団」、他の郡市が「第三師団」（名古屋）の管轄に変わった。

- (40) 委員長の陸軍佐官もしくは大尉一名と、委員の士官一・二名で構成される（第一二条）。

- (41) 馬検査場は、「馬ノ所在地ヨリ一日間ニ往復シ得ル区域内ニ設クルモノトス」とされた（第一三条）。

- (42) 次の馬は「馬籍法」から除外される（第一五条）。

- 一 国ノ所有ニ係ルモノ

- 二 陸軍軍人ノ所有ニ係ルモノニシテ其ノ職務上要スルモノ

- 三 明ケ三十歳以上ノモノ

- (43) 宮澤俊義 一九四三年『固有事務と委任事務の理論』、有斐閣、八二頁。

- (44) 前掲宮澤、九三頁。

- (45) 前掲宮澤、七八頁。

- (46) 前掲宮澤、一〇三頁。

- (47) 「町村制」「郡制」は、ともに第二条で次の通り定めている（傍点筆者）。

「町村制」(一九一一年四月六日法律第六九号)

町村ハ法人トス官ノ監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ町村ニ属スル事務ヲ処理ス

「郡制」(一九一九年三月十五日法律第六五号)

郡ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法令命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並従来法律勅令ニ依リ郡ニ属スル事務ヲ処理ス

(48) 前掲宮澤、一一二頁。

(49) 前掲宮澤、一二八頁。

(50) 前掲宮澤、七五頁の「市制町村制理由」より重引。「市制町村制理由」では、「町村をして国政に関する事務に参与させる方法として二つをあげており、もう一つは「国政に属する事務を以て町村に委任し、其自治権を以て之を処分せしむる方法である。」

(51) 同右。

(52) 前掲宮澤、一二一、一二二頁。

(53) 第一〇八条 郡ノ行政ハ第一次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第二次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

(54) 第一三七条 町村ハ第一次ニ於テ郡長之ヲ監督シ第二次ニ於テ府県知事之ヲ監督シ第三次ニ於テ内務大臣之ヲ監督ス

(55) 山中永之佑 一九九五年「日本近代国家の成立と地方自治制」『近代日本地方自治立法資料集成3(明治後期編)』、弘文堂、二〇頁。

(56) 川口村事務報告における「財産」の項目、「備付図書」の一覧記載による。

「市制町村制」第八十條の條、郡縣本報、郡立金庫... 市制町村の制、官監督ヲ承ケ法令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並従来法令又ハ慣例ニ依リ及将来法律勅令ニ依リ町村ニ属スル事務ヲ処理ス

「郡制」(一九一九年三月十五日法律第六五号) 郡ハ法人トシ官ノ監督ヲ承ケ法令命令ノ範圍内ニ於テ其ノ公共事務並従来法律勅令ニ依リ郡ニ属スル事務ヲ処理ス

「市制町村制理由」では、「町村をして国政に関する事務に参与させる方法として二つをあげており、もう一つは「国政に属する事務を以て町村に委任し、其自治権を以て之を処分せしむる方法である。」